

○紋別地区消防組合危険物の規制に関する規則

〔平成 21 年 2 月 24 日〕  
規 則 第 1 号

紋別地区消防組合危険物の規制に関する規則（昭和 48 年規則第 12 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 3 章の規定の施行について、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「省令」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（製造所等の設置又は変更の許可）

**第 2 条** 管理者は政令第 6 条第 1 項に規定する製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）の設置許可申請書又は政令第 7 条第 1 項に規定する製造所等の位置、構造若しくは設備変更許可申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、政令第 3 章に規定する基準に適合していると認めるときは、危険物製造所等設置許可書（別記様式第 1 号）又は危険物製造所等変更許可書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。

（許可書等の再交付）

**第 3 条** 政令第 6 条及び第 7 条の規定により、製造所等の設置又は変更の許可を受けた者（法第 11 条第 6 項の規定により設置者の地位を継承した者を含む。）は、当該製造所等に係る許可書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合、管理者に再交付を申請することができる。

2 前項において、汚損し、又は破損したときの再交付申請書（別記様式第 3 号）を提出する場合は、既に交付を受けた許可書を添付しなければならない。

3 管理者は、前 2 項による申請書を受理し、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、許可書を再交付するものとする。

4 許可書を亡失したとき、若しくは再交付を受けた者が、亡失した許可書を発見したときは、速やかに管理者に提出しなければならない。

5 この規定は、政令第8条の2第7項に定めるタンク検査済証（副を除く。）の再交付について準用する。

（仮貯蔵・取扱いの承認等）

**第4条** 法第10条第1項ただし書きの規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認を得ようとする者は、危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書（別記様式第4号）を消防長に提出し、承認を受けなければならない。

2 消防長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、当該申請書に係る申請が火災予防上支障ないと認めたときは、危険物製造所等仮貯蔵（仮取扱）承認書（別記様式第5号）を交付するものとする。

（仮使用の承認等）

**第5条** 管理者は、省令第5条の2の規定による仮使用の承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、当該申請書に係る申請が火災予防上支障ないと認めたときは、危険物製造所等仮使用承認証（別記様式第6号）を交付する。

2 前項の承認を受けた者は、当該承認を受けた場所の見やすい位置に掲示板（別記様式第7号）を掲示しておかなければならない。

（製造所等の設置許可申請等の取下げの届出）

**第6条** 政令第6条第1項の規定による製造所等の設置許可申請、政令第7条第1項の規定による製造所の位置、構造若しくは設備の変更許可申請、省令第5条の2の規定による仮使用の承認申請、省令第5条の3の規定による変更の許可及び仮使用承認申請若しくは政令第8条の2第6項の規定による完成検査前検査の申請をした者がそれぞれ当該申請を取り下げるとき、又は法第11条第1項の許可若しくは法第11条第5項ただし書きの承認を受けた者が当該許可若しくは承認を受けた事項を取り止めるときは、危険物製造所等設置（変更）許可申請等取下届出書（別記様式第8号）を管理者に提出しなければならない。

2 許可を受けた事項を取り止めることにより前項の届出書を提出する者が第3条の許可書（許可を受けた者が政令第8条の2第7項のタンク検査済証の交付を受けている場合は、第3条の許可書及び当該タンク検査済証）を、承認を受けた事項を取り止めることにより前項の届出書を提

出する者は、第7条第1項の承認書をそれぞれ当該届出書に添付しなければならない。

(設置者の住所、氏名等の変更届出)

**第7条** 法第11条第1項の規定による設置又は変更の許可を受けた者は、その住所、氏名又は名称に変更があつたときは、危険物製造所等設置者の氏名等変更届出書(別記様式第9号)を管理者に届け出なければならない。

(製造所等の軽微な変更工事の届出)

**第8条** 製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は当該製造所等において法第11条第1項後段の規定による変更の許可を必要としない軽微な変更をしようとするときは、危険物製造所等軽微な変更届出書(別記様式第10号)に管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出)

**第9条** 法第13条第2項の規定により危険物保安監督者の選任の届出をしようとする者は、省令第48条の3に定める書類に危険物取扱者免状の写し及び法第13条第1項に規定する実務経歴証明書(別記様式第11号)を添付し管理者に提出しなければならない。

(予防規定の認可)

**第10条** 管理者は、法第14条の2第1項の規定による予防規定の承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、法第10条第3項の技術上の基準に適合していると認めるときは、予防規定制定(変更)認可証(別記様式第12号)を交付するものとする。

(完成検査済証の掲示)

**第11条** 政令第8条第3項の規定により完成検査済証の交付を受けた所有者等は当該製造所等の見やすい箇所に完成検査済証を掲示しておかななければならない。ただし、移動タンク貯蔵所の完成検査済証については、この限りでない。

(製造所等の譲渡又は引渡しの届出)

**第12条** 法第11条第6項の規定による製造所等の譲渡又は引渡しに係る届出書は、当該製造所等の完成検査済証を添え管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出書の提出があつたときは、届出書に届出済印を押印し、完成検査済証に必要な事項を記入して返付するものとする。

(製造所等の休止又は再開の届出)

**第 1 3 条** 製造所等の所有者等は、当該製造所等の使用を 3 月以上にわたつて休止するとき、又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、休止する日又は再開する日の 5 日前までに危険物製造所等休止(再開)届出書(別記様式第 13 号)を管理者に提出しなければならない。

(製造所等の用途廃止の届出)

**第 1 4 条** 法第 12 条の 6 の規定による製造所等の用途の廃止をしようとする者は、政令第 8 条第 3 項に規定する完成検査済証及び政令第 8 条の 2 第 7 項に規定するタンク検査証を添付し管理者に届け出なければならない。ただし、移動タンク貯蔵所にあつては、設置許可証及び変更許可証を併せて提出しなければならない。

(製造所等の位置の特例)

**第 1 5 条** 政令第 9 条第 1 項第 1 号ただし書きの規定(政令 10 条第 1 項第 1 号、政令第 11 条第 1 項第 1 号及び政令第 1 6 条第 1 項第 1 号においてその例による場合並びに政令第 19 条第 1 項において準用する場合を含む。)により、管理者は、製造所等と同条同号イの建築物その他の工作物との距離については、不燃材料で造つた高さ 2 メートル以上の防火上有効な塀を設けた場合に限り、7 メートル以上とすることができる。

(危険物流出事故の通報場所)

**第 1 6 条** 法第 16 条の 3 第 2 項に規定する危険物の流出その他の事故を発見した者が通報すべき場所は、消防本部、消防署、消防支署、出張所又は派出所とする。

2 製造所等、運搬車両、仮貯蔵もしくは仮取扱いの場所又は少量危険物貯蔵取扱所において、火災、危険物の流出その他の事故が発生したときは、危険物の所有者、管理者又は占有者は、危険物製造所等事故報告書(別記様式第 14 号)により、遅滞なく消防長に報告しなければならない。

(危険物の収去)

**第 1 7 号** 法第 16 条の規定に基づき、危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去しようとするときは、危険物収去証(別記様式第 15

号)に必要な事項を記入し、製造所等の所有者等に交付しなければならない。

(申請書等の提出部数)

**第18条** 第3条第1項及び第4条第1項の申請書並びに第7条第1項の届出書の提出部数は2部とし、第8条第1項及び同条第2項の届出書の提出部数は1部とする。

(委任)

**第19条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者の承認を得て消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

	許可第	号
	年	月
様		日
	紋別地区消防組合	
	管理者	㊟
危険物製造所等設置許可書		
年	月	日付で申請のありました
における危険物の設置については、消防法第 11 条第 1 項の規定により許可します。		

備考 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

	許可第	号
	年	月
様		日
	紋別地区消防組合	
	管理者	㊟
危険物製造所等変更許可書		
年	月	日付で申請のありました
における危険物の変更については、消防法第 11 条第 1 項の規定により許可します。		

備考 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第3号（第3条関係）

許可書等再交付申請書

年 月 日	
紋別地区消防組合 管理者 様	
届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
設置者	住所
	氏名
設置場所	
設置許可年月日	
番号	
完成検査年月日番号	
製造所等の別	
その他必要な事項	
上記の 〃 に係る 〃 を、別添理由書のとおり 〃 したので再交付願いたく申請いたします。	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は、記入しないこと。



別記様式第4号（第4条関係）

危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書

年 月 日		
紋別地区消防組合 管理者 様		
届出者 住所 氏名		
⑩		
仮貯蔵者	住 所	
又は仮取扱者	氏 名	
仮貯蔵所又は仮取扱所（図面添付）		
危険物の種別、品名及び最大容量		指定数量の 倍
仮貯蔵又は仮取扱の目的及び方法		
期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 5 号（第 4 条関係）

許可第	号
年 月 日	
様	
紋別地区消防組合 管理者	㊟
危険物製造所等仮貯蔵（仮取扱）承認証	
年 月 付で承認申請のありました危険物の仮貯蔵（仮取扱）については、これを承認します。	
<b>留意事項</b>	
1 危険物仮貯蔵（仮取扱）である旨の標識を設けること。	
2 危険物の種類、火気厳禁、数量等の掲示をすること。	
3 消火器具を配置すること。	
4 火気、火花の出る機器等を使用しないこと。	
5 危険物取扱者が必ず立ち会うこと。	
6 その他	

備考 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 6 号（第 5 条関係）

	許可第	号
	年 月	日
様		
	紋別地区消防組合	
	管理者	㊟
	危険物製造所等仮使用承認証	
年 月 日付で承認申請のありました危険物製造所等（		
）の仮使用については、これを承認します。		

備考 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第7号（第5条関係）

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日・番号	
承認行政庁	

25センチメートル以上

30センチメートル以上

別記様式第 8 号（第 6 条関係）

危険物製造所等設置（変更）許可申請等取下届出書

年 月 日	
紋別地区消防組合 管理者 様	
届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊞</span>	
申 請 者	住 所
	氏 名
設 置 者	住 所
	氏 名
設 置 場 所	
製 造 所 等 の 別	
設置許可年月日番号	
年 月 日 許可第 号	
届 出 理 由	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 この届出書には、許可証を添付すること。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 9 号（第 7 条関係）

危険物製造所等設置者の氏名等変更届出書

年 月 日	
紋別地区消防組合 管理者 様	
届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
製造所等の別	貯蔵所又は取扱所の区分
設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
変更前住所	
設置者氏名	
変更後住所	
設置者氏名	
その他必要な事項	
※ 受付 欄	※ 経過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 この届出書には、許可証を添付すること。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第10号（第8条関係）

危険物製造所等軽微な変更届出書

年 月 日	
紋別地区消防組合 管理者 様	
届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
設置者	住所 氏名
設置場所	
製造所等の別	
許可 完成	年月日・番号
年 月 日 第 号	
年 月 日 第 号	
変更の理由	
変更の内容	
工事予定日	
その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 1 1 号（第 9 条関係）

実 務 経 験 証 明 書

氏 名	( 年 月 日生)		
取り扱った危険物	類 別	第 類	品 名
取り扱った期間			
製造所等の区分 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所・貯蔵所・取扱所		
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">             証明年月日              事業所名              所在地              証明者 職名              氏名 <span style="float: right;">⑩</span>              電話 ( )           </p>			

備考 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。



別記様式第 1 2 号（第 10 条関係）

	第	号
	年	月
様		日
	紋別地区消防組合	
	管理者	㊟
予防規程制定（変更）認可証		
年	月	日付で申請のありました予防規程は、消防法第 14
条の 2 の規定により認可する。		
製造所等の所在地		
製造所等の別		

備考 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 1 3 号（第 13 条関係）

危険物製造所等休止（再開）届出書

年 月 日	
紋別地区消防組合 管理者 様	
届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
申請者	住所 氏名
設置者	住所 氏名
設置場所	
完成検査済証番号 第 号	
製造所等の別	
休止期間 年 月 日から 年 月 日まで	
休止の理由 (再開年月日)	
その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 1 4 号（第 16 条関係）

危険物製造所等事故報告書

年 月 日	
紋別地区消防組合消防本部 消防長 様	
届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">⑩</span>	
発 生 日 時	
発 生 場 所	
設置許可年月日及び び番号	
完成検査年月日及び び番号	
災 害 発 生 の 経 過	
処 置 の 状 況	
被 害 の 状 況	
死 傷 者	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 15 号（第 17 条関係）

年 月 日

様

紋別地区消防組合

管理者

収去者

職氏名

㊟

危険物収去証

下記の物件は火災の防止のため必要と認められるので、消防法第 16 条の 5 の規定に基づき収去します。

記

1 品名

2 数量

立会人職氏名

㊟

備考 この用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。